

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

市町村国民健康保険は、低所得者が多く医療費も高いなど構造的問題を抱えている。低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者（市町村）の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、国民健康保険団体連合会が主体となり、危険分散を図るため保険者の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政調整をするため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1 / 4 県 1 / 4
国民健康保険調整交付金	療養の給付費等にかかる経費の9%を総額として、その6 / 9を普通調整交付金として定率交付、3 / 9を各保険者の特別な事情に応じて交付	保険者（市町村）	9%

3 平成25年度予算額

5, 274, 292千円

保険基盤安定負担金	1, 704, 626千円
高額医療費共同事業負担金	387, 475千円
国民健康保険調整交付金	3, 182, 191千円

(担当課 健康推進課)